

第3編 地域別構想

第1章 地域区分の設定

地域別構想を策定するにあたっては、地域の歴史や地域住民のコミュニティを重視し、合併前の旧町（旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町）の区分により地域区分を設定することとしました。



■地域区分の設定

第2章 地域別構想

第1 宇和地域

1. 地域の現況

宇和地域は、市の西側中心部に位置します。地域を縦断するように JR 予讃線、高速道路（松山自動車道）、国道 56 号が、地域を横断するように主要地方道宇和野村線、宇和三瓶線等が走り、周辺他地域（野村地域・三瓶地域・明浜地域）、他市（大洲市・八幡浜市・宇和島市）と接続しています。



■位置図

地域には都市計画区域の指定があり、中心部には用途地域が指定されています。

JR 卯之町駅及び市役所周辺の卯之町地区は、本市の中心拠点であり、生活サービス施設や公共交通が充実しています。また、市立西予市民病院の周辺は、近年、宅地開発が進んでおり、新市街地として生活サービス施設等が集積しつつあります。

卯之町地区は、幕藩時代に宇和島藩の在郷町として栄え、現在は国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。江戸中期から昭和初期までに建てられた町家が並ぶ、歴史的な町並みを形成しており、本市の主要な観光スポットとなっています。



■JR 卯之町駅



■市立西予市民病院



■重要伝統的建造物群保存地区



■宇和米博物館

地域の主な施設や地域資源等		
	鉄 道	JR 予讃線／伊予石城駅、上宇和駅、卯之町駅、下宇和駅
道路	高速道路	松山自動車道／西予宇和インターチェンジ
	一般国道	国道 56 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和野村線、宇和三瓶線、宇和三間線、宇和明浜線、鳥坂宇和線、信里伊予平野停車場線、狭間上松葉線 等
	主要な施設	西予市役所、市立西予市民病院、地域包括支援センター宇和支所、宇和町特別養護老人ホーム松葉寮、西予市宇和児童館、フジ宇和店、宇和高等学校、愛媛県歴史文化博物館、米博物館、西予市宇和文化会館、西予市衛生センター 等
	地域資源	卯之町重要伝統的建造物群保存地区、名水百選・観音水、法華津峠、三大薬師・山田薬師、笠置峠古墳 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 6 路線：宇和島宇和線、田之筋線、駅前通り線、馬場別所線、栄町通り線、鬼窪線 未整備（整備中） 6 路線：一ノ瀬下宇和線、下松葉江良線、中ノ町通り線、旭町通り線、下松葉卯之町鬼窪線、馬場通り線
	都市計画公園	整備済み 1 箇所：御旅公園 供用済み（一部未整備） 1 箇所：宇和運動公園
	その他	公共下水道が整備中

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、中山間地域の集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・坂戸地区など市街地の縁辺部において、農地転用と宅地化が進行しています。また、宇和地域は西予宇和インターチェンジと国道 56 号が至近距離で結ばれるなど交通利便性が高く、企業立地の動向がありますが、進出企業を受け入れる土地が少ない状況です。これらに対応するため、適切な土地利用コントロールが必要です。
- ・空き家・空き地が増加し、特に用途地域内で空き家の割合が高い状況です。また、卯之町地区の商店街は空き店舗が増加しつつあり、空き家等の発生抑制・活用が必要です。
- ・中山間地域では、商業施設等が少なく生活に不便な地区があり、改善が必要です。
- ・宇和地域では都市計画道路が 12 路線決定されていますが、そのうち 6 路線は未整備（整備中）となっています。宇和地域内の都市計画道路の総整備率は 86.0%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・鉄道は、本市において宇和地域内でのみ運行していますが、利用者数が減少傾向です。バスは、国道・主要地方道を民営路線バス（宇和島自動車）が、中山間地域の集落を市のデマンド乗合タクシーが運行していますが、運行時刻や便数の面から利用者が少なく、公共交通の利便性向上と利用の促進が必要です。
- ・宇和市街地の公共下水道は整備中であり、引き続き整備の推進が必要です。
- ・宇和地域を流れる肱川は、生活排水等により水質の悪化がみられます。河川の水質改善、親水空間としての活用が必要です。
- ・宇和地域の山間・中山間地域には山腹の急斜面に集落が位置し、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されます。また、卯之町地区の重要伝統的建造物群保存地区には幅員の狭い道路に木造建築が並ぶことから、災害時の安全確保が必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、宇和地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「宇和地域の暮らし」の姿を展望します。

<p>将来像</p>	<p style="text-align: center;">『歴史文化と教育のまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 卯之町の歴史・文化を次の時代へつむぐまち ■ 市の中心として多くの人々が訪れるまち ■ 若者がチャレンジできるまち 	
<p>地域づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 卯之町駅周辺から重要伝統的建造物群保存地区は、本市の中心拠点として、賑わいのある商業業務地を形成するとともに、広域的な交流機能を強化します。 ・ 市立西予市民病院周辺の上松葉地区は、本市の新たな拠点として、生活サービス施設や公共交通が充実した住宅地を形成します。 ・ 西予宇和インターチェンジ周辺は、新たな産業用地として企業誘致を図ります。 ・ 小さな拠点（多田、中川、石城、田之筋、下宇和、明間）では、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、中心拠点へのネットワークを維持・充実します。 ・ 優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">宇和地域の暮らし (展望)</p>	<p>観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 卯之町駅から、卯之町の町並み・米博物館までの街路整備が行われ、多くの観光客が散策しています。 ・ JR 卯之町駅前周辺は、カフェ、観光インフォメーションセンター、交流広場等が整備され、外国人なども多く訪れる西予市の観光の拠点となっています。
	<p>買い物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以前は空き店舗が目立っていた商店街も、卯之町の伝統的な町並みの風景に魅せられて移住してきた若者等により徐々に商店が埋まってきており、地元の人々もよく利用する商店街となっています。 ・ 市立西予市民病院の周辺には、新たな定住を求める人々が移転してきており、日用品の店舗も増え始めています。 ・ 週1回の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。
	<p>文化・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西予市宇和文化会館では、週末には様々なアーティスト等が講演やコンサートを実施して、市内各地域から人々が訪れています。 ・ 米博物館では、地元の人々が集まって、それぞれの趣味や自主的な学びを楽しんでいます。 ・ 米博物館では、多くの子供たちが集まり先人からの教を聞く場が設けられ、教育が盛んなまちの風土を守り続けています。 ・ 旧宇和病院跡地には、図書館や地域交流センターが整備され、市民の憩いの場として活用されています。
	<p>働く場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西予宇和インターチェンジ周辺には、新たな企業の事業所が立地しており、まちの新たな産業基盤となっています。 ・ 地元で育ち、都会の大学を卒業した人たちが、地元に戻って起業し、新たなファミリーの移住が増えています。
	<p>医療・福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立西予市民病院及び卯之町駅までは、地域で支えるバスが各地区を結び、多くの人々が利用しています。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

①中心拠点周辺の整備

- ・JR 卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、宇和地域の拠点のみならず、市全体の中心拠点として、求心力の高い拠点の形成を図ります。
- ・拠点の求心力を高めるため、卯之町地区においては、JR 卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の重要伝統的建造物群保存地区を一体的な空間として捉え、平成 28 年度に作成した「都市再生整備計画」に基づく各種事業を実施します。
- ・「都市再生整備計画」の一環として、卯之町地区に新たな人の流れを生み出す「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」を推進します。
- ・既存の生活サービス施設の維持・更新、ショッピングセンターといった新たな商業施設等の誘導に努めます。
- ・旧宇和病院跡地は、JR 卯之町駅や市役所本庁舎に近いという利便性を活かし、市民と協働しながら、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を進めます。
- ・中心拠点周辺の住宅地では、周辺の田園環境と調和を図りつつ宅地造成を推進し、利便性が高く良好な住宅地の整備を図ります。
- ・中心拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②新市街地拠点周辺の整備

- ・市立西予市民病院周辺は、本市の新市街地拠点として、病院の近接性を活かした子育て世代や高齢者の居住を促進するための施設の集約により、生活サービス施設の維持・充実を図ります。
- ・現在用途地域の指定を検討している上松葉地区において、沿道商業・業務施設の立地及び居住人口を適切に受け入れ、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で生活サービス施設の立地が進みつつある地区については、施設の立地動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。

③歴史的町並みを活かした市街地整備

- ・宇和市街地の卯之町地区は、国から選定された「重要伝統的建造物群保存地区」があり、その歴史的な町並みと一体に形成されています。
- ・歴史的な町並みを活かし、商店街の空洞化対策等と合わせて観光振興を図りながら、道路・水路の維持・再整備や高質化等の都市基盤整備に取り組みます。

④商店街の整備

- ・卯之町三丁目をはじめとした商店街においては、商店街を利用する人が安心して商店街を利用し、安全な空間を整備するよう道路舗装の高質化等に取り組みます。
- ・既存商店の活性化に向けた支援とともに、市全体的な取組として、空き家・空き店舗を活用し起業・開業する人の支援を行います。

⑤バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・「卯之町『はちのじ』まちづくり整備事業」や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。
- ・駅前エリアでは、公共スペースとして、子どもから高齢者、障がい者など誰もが快適に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行うとともに、防災機能にも配慮した計画を行います。
- ・重伝建エリアでは、老若男女、訪れる誰もが過ごしやすく、利用しやすい空間となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。

(2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地においては、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図ります。
- ・肱川沿いの低層住宅地においては、河川や優良な農地に隣接した環境を活かしながら、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。
- ・現在住居系の用途地域の指定を検討している上松葉地区・下松葉地区における住宅地では、保育所や小学校に近いという立地を活かし、子育て世代や移住者等の定住に向けて、生活利便性の高い住宅地としての整備を図ります。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で居住の集積が進みつつある地区については、人口の動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・国道56号と主要地方道宇和野村線が交差する区域は、交通の重要な結節点となり利便性が高いことから、この区域における商業業務機能の集積を促進します。
- ・国道56号の沿道においては、良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、中心拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。

(3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、優先順位を見極めながら生活道路の整備等を進め、良好な居住環境の維持・形成を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。

(4) 産業ゾーンの整備方針

- ・西予宇和インターチェンジ付近の産業拠点周辺においては、交通の利便性を活かし、

商業・流通業務機能の集積・企業誘致を促進するため、周辺の営農環境や居住環境に配慮しながら、地区計画制度の活用や用途地域の指定などによる適切な土地利用を図ります。

- ・伊賀上地区及び皆田地区の産業ゾーンは、既に工場等の立地が進んでいます。周辺の営農環境や居住環境を守るため、このような土地利用の拡散を防ぐとともに、このゾーンにおいては既存企業の操業環境の保全と新たな企業誘致の促進を目的に、将来的な用途地域の指定検討など適切な土地利用を図ります。

(5) 集落・農地ゾーンの整備方針

①集落環境の整備

- ・宇和市街地の周辺で盆地状となっている地域においては、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・既成市街地の縁辺部で人口が増加しつつある地区においては、農地等周辺環境に配慮しながら、適切に土地利用をコントロールするため、用途地域の指定を検討します。

②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や小学校等を核に、小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・宇和地域の小学校再編に伴う、学校施設の新築・改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で保安林区域や砂防指定地等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

(6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、宇和地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・高速道路及び一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・円滑で快適な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しやパーキングエリアやスマートインターチェンジの設置要望等の検討を行います。
- ・国道 56 号をはじめ、主要幹線道路を適切に維持します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・主要地方道宇和明浜線は、内陸部と臨海部をつなぐ路線として、県と連携して整備を促進します。

ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・田之筋地区の幹線となる一般県道鳥坂宇和線は、一部未整備区間が残っており、引き続き整備を図ります。

ハ) 生活道路の整備

- ・未整備区間の残る市道の整備に努めるとともに、主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。
- ・宇和市街地の居住を誘導する区域において、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理、整備を図り、梯子型の道路網の形成を図ります。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・歩行者や自転車の安全な通行を確保するため、主要な道路において自転車歩行者道等を整備中であり、引き続き整備を推進します。
- ・中心拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

ホ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。

ヘ) 駅前広場の整備

- ・JR 卯之町駅及び周辺地域においては、駅舎の改築又は建替えや暗渠排水整備を含めて、機能的で魅力的な駅前広場の再整備を推進します。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・JR 卯之町駅周辺では、駐車場や駅前広場等の整備を進め、魅力向上を図ります。
- ・JR 卯之町駅周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、市の生活交通バスやデマンド乗合タクシーの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・宇和運動公園や御旅公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・JR 卯之町駅の駅前広場の再整備、旧宇和病院跡地における複合施設整備と合わせた広場の整備、重要伝統的建造物群保存地区における中町広場の再整備等に取り組みます。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・宇和市街地における公共下水道の整備を推進するとともに、接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域とし、宇和市街地を流れる一級河川となっています。また岩瀬川は、田之筋の集落を流れる肱川水系の一級河川です。肱川、岩瀬川を本市の主要な河川として位置づけ、県と連携しながら河川改修等の治水対策を促進します。
- ・宇和市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・肱川及びその支流など、河川の適切な維持管理に努めます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・市立西予市民病院を核に、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・旧宇和病院跡地は、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を図るとともに、米博物館と連携したまちづくりを推進します。

- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・県立歴史文化博物館や図書館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小学校の規模の適正化（統廃合を含む）の検討やこれに伴う施設の新築・改修、既存の小・中学校の学校施設の充実に努めるとともに、現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・生活排水等のし尿処理については、平成29年に完成した西予市衛生センターによって適正な処理を行います。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・宇和地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・全国名水百選のひとつに選ばれている「観音水」を保全します。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止を進めます。

②農地の保全・整備

- ・宇和地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。
- ・過去には、絶滅が危惧されているツル類やコウノトリが飛来しており、多様な生態系を維持できるよう、水辺環境の保全・整備に努めます。
- ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。

③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組むとともに、環境教

育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。

- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・卯之町の歴史的な町並み等、四国西予ジオパークの「サイト」や観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。また、卯之町駅を拠点とした四国西予ジオパークの観光ネットワークづくりを検討します。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。
- ・ジオサイトに関連するイベントの開催、「名水百選・観音水」など自然を活かした観光資源の活用等に取り組み、観光誘客につなげていきます。

(2) 景観の保全・整備の方針

①市街地景観の保全・整備

- ・卯之町の重要伝統的建造物群保存地区及びその周辺では、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、歴史的町並みと調和した景観形成に努めます。
- ・卯之町地区の景観を守り、継承していくため、景観法に基づく「(仮)卯之町地区景観計画」の策定を検討します。

②自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格であるとともに、生物多様性の礎でもあることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・防災行政無線のデジタル化に取り組みます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②市街地の防災対策

- ・宇和市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見

極めながら、区画道路の整備を推進します。

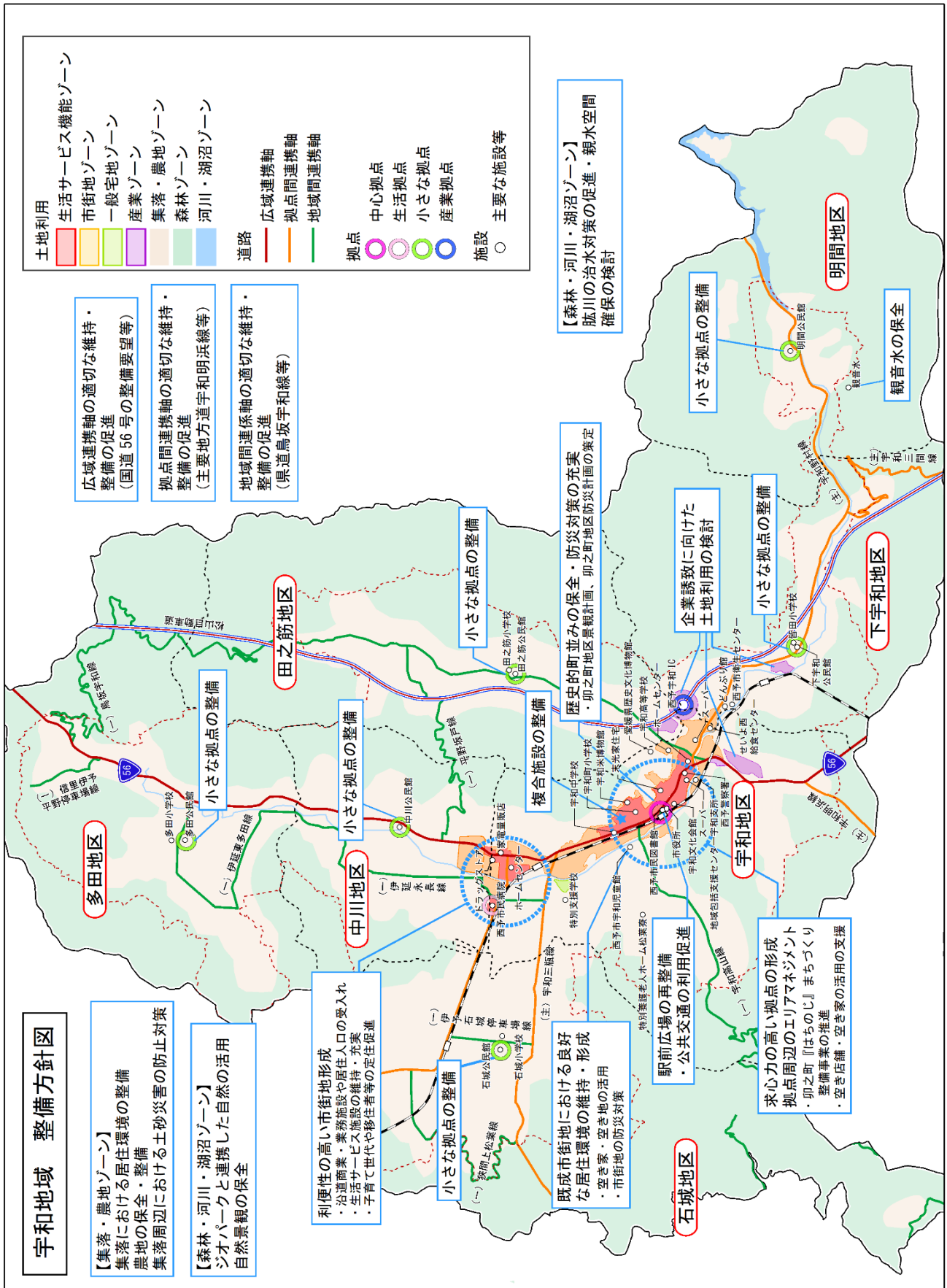
- ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。
- ・卯之町の重要伝統的建造物群保存地区においては、幅員の狭い道路が多く災害時の安全確保等が重要となっています。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・災害時の防災拠点として、市役所や卯之町駅周辺の整備を図ります。
- ・宇和運動公園や御旅公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。

③中山間地域の防災対策

- ・宇和地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

④事前復興計画

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



第2 野村地域

1. 地域の現況

野村地域は、市の東側中心部から北東部に位置します。地域を縦断するように国道197号と国道441号及び大規模林道が、地域を横断するように主要地方道宇和野村線が走り、周辺他地域(宇和地域・城川地域)、他市町(大洲市・宇和島市・内子町・久万高原町・鬼北町・高知県梶原町)と接続しています。

地域の中心部には都市計画区域の指定があり、用途地域が指定されています。

野村支所周辺は、野村地域・城川地域の生活拠点であり、生活サービス施設や公共交通が一定程度充実しています。野村生活拠点に立地する「乙亥の里」は、本市の主要な観光施設として、市内外からの観光誘客を図っています。

東西方向に広がる野村地域は、「四国西予ジオパーク」の魅力を存分に感じることができる地域です。また、豊かな自然を活かし、酪農が盛んです。北東部の大野ヶ原地区は標高1,100～1,400mに位置し、「四国カルスト」を代表するスポットとなっています。



■位置図



■乙亥の里



■野村の空と自然（溪筋地区）



■カルストの風景



■市立野村病院

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 197 号、国道 441 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和野村線、肱川公園線、野村柳谷線、大洲野村線、内子河辺野村線、高瀬松溪線、四国カルスト公園縦断線、
主要な施設		野村支所、市立野村病院、地域包括支援センター本所、特別養護老人ホーム法正園、特別養護老人ホームしいのき園、Aコープのむら店、フジマート野村店、野村高等学校、乙亥の里、野村シルク博物館、野村茅葺き民家交流館土居家、ほわいとファーム、野村クリーンセンター、ゆめちゃんこ 等
地域資源		四国カルスト、源氏ヶ駄場、日本百名洞・羅漢穴、大和田橋付近のかめ穴、桂川溪谷 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 2 路線：清瀬線、新町線 未整備 1 路線：中村緑ヶ丘線
	都市計画公園	整備済み 2 箇所：愛宕山公園、野村地区公園
	その他	公共下水道が整備済

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、野村地域でも高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、中山間地域の集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、特に用途地域内で空き家の割合が高くなっています。中山間地域では、老朽化した危険な空き家がみられます。また、野村地区の商店街は空き店舗が増加しつつあります。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・中山間地域の集落では、商業施設が撤退し生活利便性が低下した地区があり、この対策が必要です。
- ・野村地域では都市計画道路が 3 路線決定されていますが、そのうち中村緑ヶ丘線は未整備となっており、野村地域内の都市計画道路の総整備率は 90.8%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要不可欠な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・野村生活拠点周辺には、民営路線バス（宇和島自動車）の野村営業所が立地しています。バスは、国道・主要地方道を民営路線バスが、中山間地域を市の廃止代替バス・生活交通バスが運行していますが、運行時刻や便数の面から見直しが求められています。
- ・野村市街地では公共下水道が整備済みですが、地域全体では農業集落排水が一部で整備されている一方、合併処理浄化槽が整備されていない地区が残っており、水洗化率の向上等が必要です。また、肱川の水質の維持・改善が必要です。
- ・野村地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が必要です。また、地域北東部の惣川地区・大野ヶ原地区では、災害時に孤立する恐れのある集落が存在し、この対策が必要です。

- ・平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により、野村地域の市街地は大きな被害を受けました。このため、住民、行政、大学など様々な人びとが連携し、新たな野村地区のまちづくりに向けた取り組みが必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、野村地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「野村地域の暮らし」の姿を展望します。

将来像	<p style="text-align: center;">『空と緑のまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ダイナミックな自然が楽しめるまち ■野村支所を中心に生活サービス施設が集まる便利なまち 	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・野村支所周辺は、野村・城川地域の生活拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等が集積した商業業務地を形成します。 ・生活拠点周辺の市街地は、歩いて生活サービス施設へ行くことができる住宅地を形成します。 ・小さな拠点（溪筋、中筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原）は日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、生活拠点・宇和中心拠点への交通ネットワークを維持・充実します。 ・優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。 ・桂川溪谷や源氏ヶ駄場等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。 	
野村地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・大野ヶ原の高原や桂川溪谷、野村ダム、鹿野川ダムなど、雄大な自然を楽しむため、長期滞在でピクニックやハイキング、サイクリング、カヌー、トレッキングを楽しむ観光客が多く訪れています。 ・日本三大カルストである四国カルストを研究するための会議が毎年開催され、多くの研究者が集まりそのための宿泊施設が整備されています。
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・乙亥の里が再整備され、地元の人々の努力により、イベントや温泉などを楽しむため、多くの人々が訪れています。 ・商店街の修景整備も行われ、空き店舗にも新たな店舗ができてはじめています。 ・以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ買い物を楽しんでいます。
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・野村支所の改築により、地域の新たな交流拠点として地域の人々に活用されています。 ・乙亥会館は、相撲大会だけでなく、様々なイベントに活用され、地域住民の交流の場となっています。 ・年1回開催される大野ヶ原高原のサマーフェスティバルには、国内外から多くの人々が訪れる一大イベントとなっており、宿泊施設が立地し始めています。
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> ・肱川沿いに代々受け継がれている農林業は、環境整備や後継者育成体制が整備され、国内外を問わずあらゆる地域から若者が担い手として集まってきています。 ・「伊予生糸（いよいと）」のブランド化が成功し、シルクの製造やシルクを使った製品を開発する企業が立地し、地域から従業員を雇用しています。
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・市立野村病院、野村支所や乙亥会館を拠点として、地域で支えるバスが各地区を結び、多くの人々が利用しています。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

①生活拠点周辺の整備

- ・野村支所周辺の公民館や乙亥の里等が立地する地区は、野村地域・城川地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・野村支所及びその周辺の公会堂等の施設が老朽化していることから、野村支所は、地域の核となり生活拠点に相応しい施設として、建替えと機能の複合化を図ります。
- ・乙亥の里等の交流施設では、平成30年7月豪雨からの復興のシンボルとしての機能も付加し、新たな交流拠点として再整備を図ります。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②国道441号沿道の整備

- ・国道441号沿道は、大規模小売店舗や商店、飲食店、公共施設、住宅などの混在する地域となっています。
- ・良好な住環境を保全しつつ賑いのある商業・業務環境を形成するため、多様な用途の共存を許容しながら、開発行為の動向把握と必要に応じた指導、屋外広告物の適正化に努めます。

③商店街の整備

- ・野村市街地の商店街においては、商店街の後継者不足、それに伴う空き家・空き店舗の増加等が課題となっています。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人の支援を行い、若い世代等の定住促進につなげます。
- ・商店街の内側に位置する住宅密集地の解消に努めます。

④バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

- ・野村支所の建替え整備や市街地整備事業において、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

(2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・既成市街地における住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図ります。
- ・既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において、若い世代や子育て世代をはじめとした居住の誘導に努めます。
- ・野村支所周辺整備事業として、野村支所から商店街・乙亥の里への区画道路を整備し、

無電柱化の検討を行います。

(3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。
- ・市街地南部の肱川右岸住宅地は、河川や優良な農地に隣接した環境を活かし、低層の田園住宅地として、ゆとりある良好な住環境の形成・保全を図ります。

(4) 産業ゾーンの整備方針

- ・主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。

(5) 集落・農地ゾーンの整備方針

①集落環境の整備

- ・野村市街地の周辺には、広がりのある農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、集落排水への接続や、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。

②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・野村地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

(6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、野村地域の豊かな自然の適切な保全と、ジオサイトの整備やカヌーの拠点となる施設等の整備により、活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 441 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、主要地方道野村柳谷線など未整備路線の整備を促進します。

ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。

ハ) 生活道路の整備

- ・集落と県道を結ぶ主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。
- ・野村生活拠点の周辺については、区画を形成する道路網が概成しており、引き続き道路の維持・管理に努めるとともに、市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から、優先的に維持・管理及び整備を図り、市街地を取り囲むループ型の道路網を形成します。
- ・野村市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等に努めます。

ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

ホ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。また、都市計画道路中村緑ヶ丘線において歩道を整備中であり、引き続き安全な歩行空間の確保に向けて、歩道の整備を進めます。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。

- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の野村営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、中山間地域における市の廃止代替バス・生活交通バスの再編、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、公園の整備を進めます。
- ・野村地区公園や愛宕山公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。また近隣公園以上の規模の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・平成30年7月豪雨で被災した河川沿いは、市民の交流の場や災害復興のメモリアルとなる公園・広場・緑地を整備します。
- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・野村市街地の南側及び東側の区域を利用圏とする身近な公園広場の整備について検討します。

(3) 下水道・河川の整備方針

① 下水道の整備

- ・野村市街地においては公共下水道の整備が完了しており、今後は接続率の向上に努めます。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。
- ・公共下水道の対象となっていない農村集落等においても、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

② 河川の整備

- ・肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、また野村市街地を流れる河川となっています。平成30年7月豪雨による肱川の氾濫により浸水被害を受けたため、河川管理者や野村地区河川整備促進協議会と連携して肱川における河川改修等の治水対策を促進します。
- ・野村市街地において、肱川を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。
- ・稲生川の補修、水路の整備など、河川管理者と連携して身近な河川や水路の整備・維持管理に努めます。

(4) その他の都市施設の整備方針

① 医療施設・社会福祉の整備

- ・市立野村病院は、隣接する老人保健施設と合わせて有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・ゆめちゃんこや野村シルク博物館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討します。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・野村地域の水辺環境としては、肱川とその支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。また、野村ダム・鹿野川ダムのダム湖が位置しており、このような水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。
- ・野村ダム、鹿野川ダムでは、ダム施設・設備の適正な維持管理に努めるとともに、「ほわいとファーム」など周辺施設と連携しながら、ダム湖を活用したイベントの開催等を検討します。

②農地の保全・整備

- ・野村地域の盆地状となっている地域においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が展開しており、農地の保全と農村環境の調和に継続的に取り組みます。
- ・農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・農村集落における優良農地の適切な維持・保全、耕作放棄地の対策や獣害対策を図るとともに、担い手による農地整備を促進します。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、

農地流動化対策等に取り組みます。

- ・野村地域の主要な産業である酪農の継承に向けて、多様な自然の適切な維持・活用を図ります。

③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、自伐型林業など担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。
- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・乙亥の里や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

(2) 景観の保全・整備の方針

①市街地景観の保全・整備

- ・野村市街地では、商店街のカラー舗装化による商店街らしい賑いのある景観形成に努めており、今後は国道441号沿いに立地する商店に対するデザイン誘導を検討します。
- ・また、景観に関する市民の意識啓発を図り、市民と協働して、賑いのある景観形成に努めます。

②自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・農山村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。

- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②市街地の防災対策

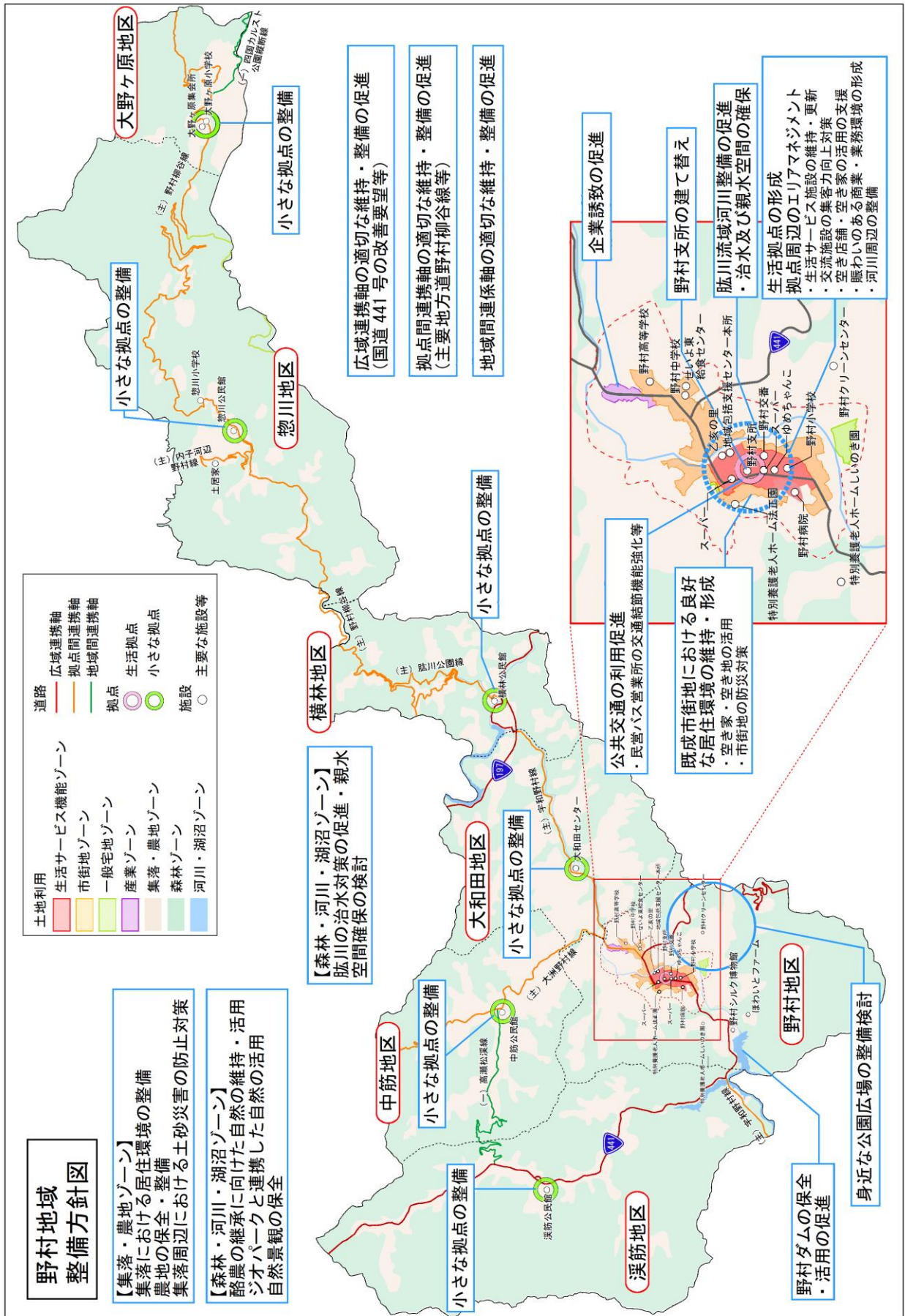
- ・野村市街地の住宅が密集する地区においては、優先的に安全対策を実施する箇所を見極めながら、区画道路の整備を推進します。
- ・建築物の耐震・耐火構造化や空き家等の老朽危険家屋等の除却を進め、防災機能の向上に努めます。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・野村運動公園等、避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館等の耐震対策を図ります。
- ・野村地域では、平成30年7月豪雨における肱川の氾濫により市街地が浸水被害を受けており、今後、住宅再建等の復興事業を推進し、安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

③土砂災害の防止

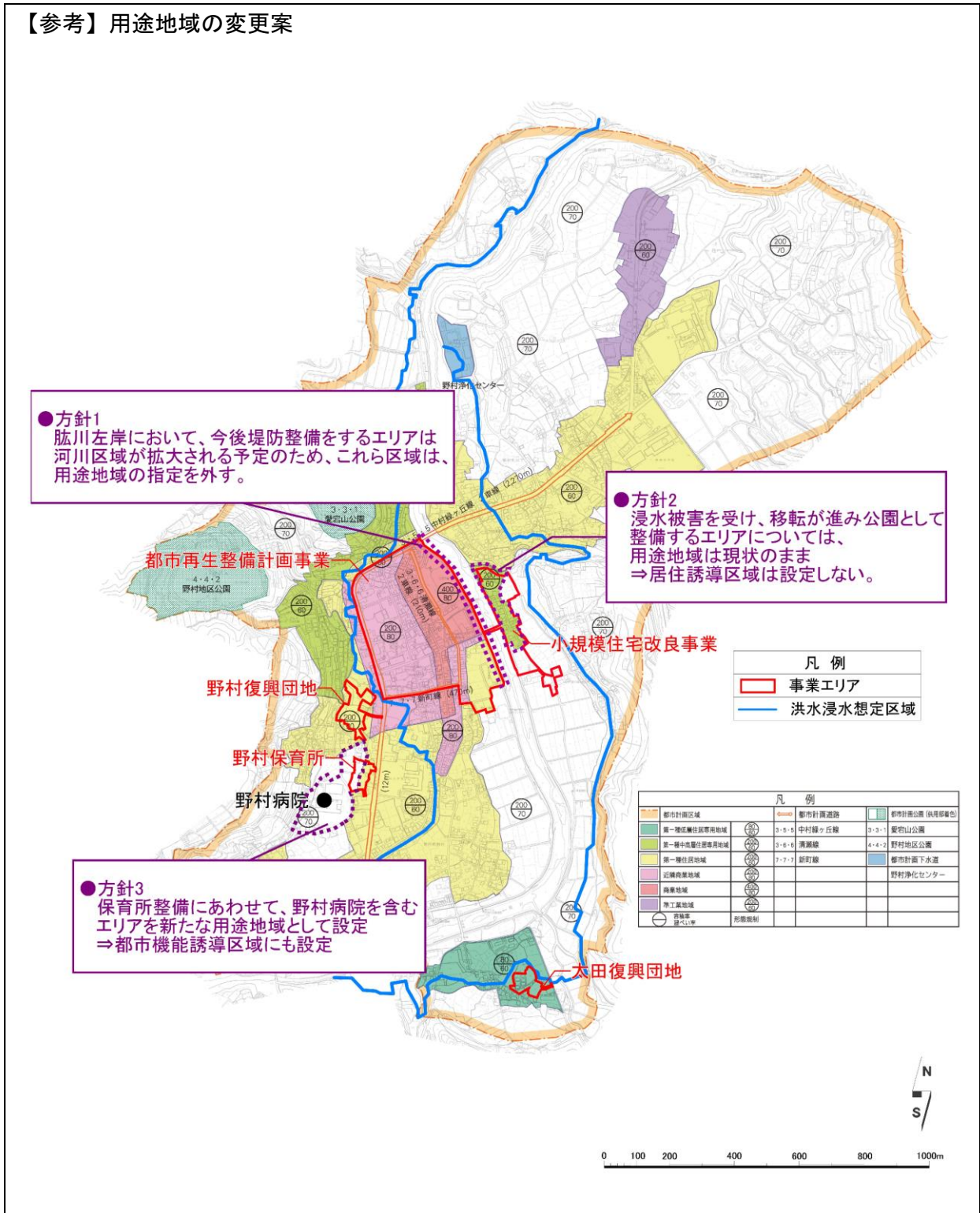
- ・野村地域の中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。
- ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

④事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



【参考】用途地域の変更案



第3 三瓶地域

1. 地域の現況

三瓶地域は、市の北西部、宇和海沿いに位置します。地域を縦断するように国道378号及び主要地方道八幡浜三瓶線が、地域を横断するように主要地方道宇和三瓶線が走り、周辺他地域（宇和地域・明浜地域）、他市（八幡浜市）と接続しています。



■位置図

地域の中心部には都市計画区域の指定があり、用途地域が指定されています。

三瓶支所周辺は、三瓶地域の生活拠点であり、生活サービス施設や公共交通が一定充実しています。三瓶生活拠点に立地する「みかめ海の駅・潮彩館」は、海の観光拠点として、市内外から観光誘客を図っています。

三瓶地域は、「奥地の海」に位置する漁村集落が、古くは海運業から紡績業を通じて発展し、現在は養殖漁業が盛んな地域です。波静かな三瓶湾に、漁村集落の面影を残した市街地が形成されています。



■三瓶の海と空（三瓶地区）



■須崎海岸



■三瓶文化会館



■三瓶漁港

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 378 号
	主要地方道 ・一般県道	八幡浜三瓶線、宇和三瓶線、穴井三瓶線、俵津三瓶線
主要な施設		三瓶支所、三瓶病院、三瓶保健福祉センター、特別養護老人ホーム皆樂園、コスモス館、Aコープみかめ店、三瓶高等学校、みかめ海の駅・潮彩館、西予市三瓶文化会館、西予市朝立会館等
地域資源		三瓶湾、須崎海岸、さざえが岳 等
都市計画	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	都市計画道路	整備済み 4 路線：朝立屋敷線、朝立津布理線、朝立海岸線、畑岡朴線 未整備 1 路線：朝立有網代線
	都市計画公園	整備済み 1 箇所：三瓶中央児童公園 未整備（一部供用済み） 2 箇所：津布理公園、三瓶公園
	その他	公共下水道（雨水公共下水道）が整備中

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、三瓶地域でも高齢化・人口減少傾向が続いており、都市計画区域内・用途地域内においても同様の傾向です。また、山間部や海岸沿いの集落で人口減少傾向が顕著です。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、特に用途地域内で空き家・空き地が多くなっています。また、三瓶地区の商店街は空き店舗が増加しつつあります。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・三瓶地域では都市計画道路が 5 路線決定されていますが、そのうち朝立有網代線は未整備となっており、三瓶地域内の都市計画道路の総整備率は 85.0%となっています。都市計画道路をはじめ、日常生活に必要不可欠な道路の整備・維持管理が必要です。
- ・三瓶生活拠点周辺には、民営路線バス（宇和島自動車）の三瓶営業所が立地しています。バスは、国道・主要地方道を民営路線バスが運行しており、地域内の集落を概ねカバーしています。しかしながらバス利用者は少なく、公共交通の利便性向上と利用促進が必要です。
- ・三瓶地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、雨水排水方法の検討や、河川の浚渫・適切な維持管理が必要です。
- ・三瓶市街地及び海岸部の集落では、地震・津波による甚大な被害が懸念されています。また、三瓶市街地内は家屋が密集しているところがあり、火災等における被害が懸念されることから、災害時の安全確保が必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、三瓶地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「三瓶地域の暮らし」の姿を展望します。

将来像	<p style="text-align: center;">『港と交流のまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 漁業、農業が盛んな食と交流のまち ■ 三瓶支所を中心に生活サービス施設が集まる便利なまち 	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三瓶支所周辺は、三瓶地域の生活拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等が集積した商業業務地を形成します。 ・ 生活拠点周辺の市街地は、歩いて生活サービス施設へ行くことができる住宅地を形成します。 ・ 小さな拠点（周木、二木生、蔵貫）は日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、宇和中心拠点への交通ネットワークを維持・充実します。 ・ 優良農地や集落の保全に努め、田園景観を維持します。 ・ 須崎海岸等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。 	
三瓶地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・ リアス海岸、ジオサイトに位置づけられている須崎海岸など自然景観や奥地アジなどの海産物を楽しむ観光客が多く訪れています。 ・ 夏は、海水浴や屋形船を楽しむ観光客や市民が多く訪れ、宿泊施設や飲食施設が増え始めています。
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀天街のアーケードの撤去や大街道の修景整備、海の家再整備が行われ、商店街の空き店舗にも新たな店舗が出店しはじめています。 ・ 以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三瓶文化会館一帯は、行政機能、学校、保育園などが立地し、地域住民が多く利用しており、歩いて暮らせる距離に移住する人が増えてきています。 ・ 西予市文化会館や朝立会館では、「朝日文楽」などの地域の伝統文化の継承が積極的に行われ、若い後継者も育ってきています。
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八幡浜三瓶線・宇和三瓶線沿道に新たな企業を誘致し、まちの新たな産業基盤となっています。
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で支えるバスが市内外の各地を結び、お年寄りも気軽に病院まで通院できるようになっています。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 生活サービス機能ゾーンの整備方針

①生活拠点周辺の整備

- ・三瓶支所周辺の教育・文化施設や保健・福祉施設が立地する地区は、三瓶地域の日常生活を支える生活拠点として、既存の生活サービス施設の維持・更新に努めます。
- ・生活拠点の周辺は津波浸水が想定されるため、地域住民の防災思想・知識の普及や防災・避難訓練の実施、避難路・緊急避難場所の確保・整備等を図るとともに、将来の整備状況等を総合的に勘案して、土地利用を検討します。
- ・将来を見据えた各施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・旧役場跡地の活用方法を市民と協働して検討します。
- ・生活拠点周辺における市道の舗装改良に取り組みます。
- ・生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②みかめ海の駅・潮彩館の機能強化

- ・三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」を本市の観光拠点として、機能強化を図ります。
- ・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街を地域のシンボル軸とし、シンボル軸の沿道において生活サービス施設を誘導します。

③商店街の整備

- ・三瓶市街地の商店街（銀天街）においては、多くの店舗が閉鎖し、空き家・空き店舗が増加しており、活性化が課題となっています。
- ・銀天街のアーケード撤去を促進するとともに、道路舗装の高質化や老朽水道管の更新、街路灯の整備等により、開放的で魅力的な商業空間を形成します。
- ・個別商店の魅力向上に向けた支援に取り組むとともに、空き家・空き店舗を活用して起業・開業する人を支援します。
- ・商店街に近接する住宅密集地の解消に努めます。

(2) 市街地ゾーンの整備方針

- ・三瓶市街地は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成され、また地震・津波による被害も想定されています。この地区においては、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・防災・減災対策を十分に講じながら、既成市街地で増加しつつある空き家・空き地を活用し、生活拠点の周辺など便利な地区において居住の誘導に努めます。
- ・三瓶市街地における朝立川の右岸山麓沿い、谷道川の右岸に分布する低層住宅地、中低層住宅地においては、地域の要望を踏まえながら生活道路の確保を図り、良好な居

住環境を整備します。

(3) 一般宅地ゾーンの整備方針

- ・一般住宅地では、良好な居住環境の維持・形成に向けて、優先順位を見極めながら区画道路の整備を図るとともに、空き家・空き地の発生抑制対策や利活用を検討します。

(4) 産業ゾーンの整備方針

- ・三瓶市街地の主要地方道八幡浜三瓶線、宇和三瓶線沿いの工業地において、地場産業の活性化や企業誘致の促進等に取り組みます。

(5) 集落・農地ゾーンの整備方針

①集落環境の整備

- ・三瓶地域の海岸部には、漁村集落が発展した既存集落が点在しており、既存集落においては、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・海岸部の既存集落では、地震・津波による被害が想定されていることから、避難警戒体制の充実に努め、必要な防災・減災対策を実施します。

②小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・三瓶地域の小学校再編に伴う、学校施設の改修に努めるとともに、休校・廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

③災害防止のための市街化の抑制

- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害警戒区域等、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

④農地の保全

- ・営農集団や農業経営の法人化等を推進し、優良農地の適切な保全に努めるとともに、農産物の生産振興を図ります。

(6) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・海岸や河川、森林など、三瓶地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 378 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、概ね整備が完了しています。引き続き県と連携して機能維持を図ります。

ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。

ハ) 生活道路の整備

- ・主要な市道など地区の幹線道路、区画道路の適切な維持管理を図ります。
- ・三瓶市街地の居住を誘導する区域内における住宅密集地では、優先的に整備すべき路線を見極めながら、狭隘な道路の拡幅等により道路整備を進め、格子型の道路網を形成します。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

ニ) 歩道や自転車道等の確保

- ・生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間の確保を図ります。

ヒ) 都市計画道路の整備

- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行っており、整備状況を踏まえながら引き続き見直しに努めます。
- ・必要性の高い路線について、計画的な整備に努めます。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・宇和島自動車の三瓶営業所周辺など交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・「西予市緑の基本計画」に基づき、都市計画公園の津布理公園など、公園の整備を進

めます。

- ・三瓶公園や中央児童公園、港湾緑地公園を観光・レクリエーション機能を持つ公園・緑地と位置づけ、既存施設の維持・活用に努めます。
- ・津布理公園や三瓶公園は、災害時の避難場所となるよう必要な施設の整備や機能の充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・市民と協働しながら、地域の骨格となる緑を守り育て、日常の憩い・交流の場となる緑地づくりを図ります。
- ・中央児童公園や港湾緑地公園など、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・三瓶地域の海岸・海浜は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・大雨時の内水氾濫等を防ぐため、三瓶市街地における雨水公共下水道の整備を推進します。
- ・住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・三瓶地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、県と連携しながら、朝立川・谷道川等の河川浚渫や適切な維持管理に取り組みます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・三瓶病院や三瓶保健福祉センターの有効活用を図るとともに、市内の各病院と連携し、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・図書館三瓶分館や三瓶文化会館、朝立会館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の改修や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。
- ・臨海部においては、三瓶港の「みかめ海の駅・潮彩館」の拠点形成を推進するとともに、アウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

②農地の保全・整備

- ・三瓶地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。
- ・柑橘園は維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策、南予用水施設の長寿命化等に取り組みます。

③森林の保全・整備

- ・森林は、傾余地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。
- ・市街地及び集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・みかめ海の駅・潮彩館や四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、四国西予ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

(2) 景観の保全・整備の方針

①市街地景観の保全・整備

- ・みかめ海の駅・潮彩館と三瓶支所周辺を結ぶ商店街は地域のシンボル軸として、市民・事業者と協働しながら景観形成を図ります。

②自然景観の保全・整備

- ・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、

景観に調和した居住環境の整備を推進します。

- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②市街地の防災対策

- ・三瓶地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して市街地・集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間の避難が可能となる避難路や津波避難ビル等緊急避難場所の確保を図ります。
- ・また、市街地及び集落内では住宅密集地が多く分布しています。道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新、必要に応じた除却の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。
- ・倒壊や火災の危険性が高い住宅密集地を改善するため、地区計画の導入等による市街地の整備を推進します。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地震、津波、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。

③土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

④津波災害対策

- ・愛媛県による「愛媛県海岸保全基本計画（平成27年9月）」に基づき、津波・高潮等に対する防災・減災対策を促進します。

⑤事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。

三瓶地域 整備方針図

【集落・農地ゾーン】
 集落における居住環境の整備
 農地・果樹園の保全・整備
 集落における津波対策や
 集落周辺における土砂災害の
 防止対策

【森林・河川・湖沼ゾーン】
 ジオパークと連携した自然
 の活用
 自然景観の保全

**生活拠点の形成
 拠点周辺のエリアマネジメント**
 ・生活サービス施設の維持・更新
 ・空き店舗・空き家の活用の支援
 ・銀天街のアーケード撤去の促進

**既成市街地における良好
 な居住環境の維持・形成**
 ・空き家・空き地の活用
 ・雨水公共下水道の整備推進
 ・市街地の防災対策・災害に強いまちづくり

二木生地区

三瓶地区

旧役場跡地の
 活用方法の検討

潮彩館の機能強化

企業誘致の促進

公共交通の利用促進
 ・民営バス営業所の交通結節機能強化等

小さな拠点の整備

海域における漁業資源の保全・確保
 水質汚濁の防止対策

小さな拠点の整備

蔵貫地区

小さな拠点の整備

下泊地区

広域連携軸の適切な維持・
 整備の促進
 (国道378号の改良要望等)

拠点間連携軸の適切
 な維持・整備の促進

地域間関係軸の適切
 な維持・整備の促進

土地利用

- 生活サービス機能ゾーン
- 市街地ゾーン
- 一般宅地ゾーン
- 産業ゾーン
- 集落・農地ゾーン
- 森林ゾーン
- 河川・湖沼ゾーン
(海域を含む)

道路

- 広域連携軸
- 拠点間連携軸
- 地域間連携軸

拠点

- 生活拠点
- 小さな拠点

施設

- 主要な施設等

※蔵貫地区は有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江の4地区で構成しています。

第4 明浜地域

1. 地域の現況

明浜地域は、市の南西部、宇和海沿いに位置します。地域を囲むように国道378号が、地域東部を東西方向に主要地方道宇和明浜線が走り、周辺他地域（宇和地域、三瓶地域）・他市（宇和島市）と接続しています。



■位置図

明浜地域に都市計画区域の指定はありません。

地域の中心に位置する高山地区及び宇和地域と接する俵津地区は、明浜地域の生活を支える拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能が立地しています。

明浜地域は、宇和海沿いの漁村集落から発展してきた地域です。水産業と柑橘栽培が盛んな地域であり、リアス海岸及び海岸沿いの集落、狩浜地区を代表とした段々畑が特徴的な景観を形成しています。



■狩浜の段々畑



■大崎鼻からの風景



■野福崎からの宇和海



■大早津海水浴場

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 378 号
	主要地方道 ・一般県道	宇和明浜線、宇和高山線、俵津三瓶線
主要な施設		明浜支所、俵津出張所、西予市明浜老人福祉センター、特別養護老人ホームあけはま荘、明浜町民会館、西予市明浜歴史民俗資料館 等
地域資源		狩浜の段々畑、大早津の石灰産業跡地、野福峠の桜 等
都市計画		—

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、明浜地域でも高齢化・人口減少傾向が続いています。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、また、商店の廃業による空き店舗の発生もみられます。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・耕作放棄地が増加しており、これを抑制し、段々畑の美しい景観を保全していくことが必要です。
- ・身近な生活道路の維持・充実が必要です。
- ・国道 378 号を民営路線バス（宇和島自動車）が運行していますが、運行時刻や便数の面から利用者が少ないため、公共交通の利便性向上と利用の促進を検討することが必要です。
- ・明浜地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、河川の浚渫や適切な維持管理が必要です。
- ・海岸部では、地震・津波による甚大な被害が懸念されています。また、集落内は家屋が密集しており、火災等における被害が懸念されることから、災害時の安全確保が必要です。
- ・明浜地域には、主要な幹線が国道 378 号のみとなっている地区があり、災害時に国道 378 号が寸断されると孤立する恐れがあることから、この対策が必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、明浜地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「明浜地域の暮らし」の姿を展望します。

『3つの太陽を活かしたまち』		
将来像	<ul style="list-style-type: none"> ■ 柑橘栽培と養殖業を通して交流が盛んなまち ■ 段々畑の風景を楽しめるまち 	
地域づくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 明浜支所周辺は、明浜地域の拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等の維持を図ります。 ・ 小さな拠点（高山、俵津、田之浜、狩江）は、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、宇和中心拠点への交通ネットワークを充実します。 ・ 優良農地や集落の保全に努め、自然景観を維持します。 ・ 連綿と受け継がれてきたちりめんや真珠の養殖業等、水産業を通じて地域の活性化を図ります。 ・ 狩浜の段々畑や県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。 	
明浜地域の暮らし (展望)	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・ リアス海岸と段々畑が作る景観を見るため、多くの観光客が訪れています。 ・ 夏は、大早津海水浴場で海水浴やシーカヤックを楽しむ市民や観光客が増えています。 ・ また、柑橘栽培や漁業資源の加工品を販売する施設が整備され、多くの観光客が訪れています。
	買い物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小さな拠点に日用品の販売を行う商店があり、毎日の買い物には困りません。 ・ 以前は宇和島市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。
	文化・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭りには多くの住民が参加し楽しんでいます。 ・ 年に1～2回程度、西予市宇和文化会館や俵津文楽会館で行われるコンサートや文楽公演を鑑賞しています。
	働く場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柑橘栽培や養殖業のブランド化が成功し、全国各地へ販売するため、広く従業員を雇用しています。
	医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宇和地域の市立西予市民病院までは、地域で支えるバスが各地区を結び、お年寄りも気軽に通院出来るようになっています。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 集落・農地ゾーンの整備方針

①高山地区及び俵津地区の整備

- ・高山地区及び俵津地区は、明浜地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の充実・整備を図ります。
- ・高山地区では、移転新築した明浜支所を中心に生活サービス施設の維持を図ります。
- ・移転新築した明浜支所周辺の道路のバリアフリー化等に努めます。

②集落環境の整備

- ・明浜地域の集落は、海岸部に立地する漁村集落が発展したものであり、比較的密集した住宅地が形成されています。既存集落において、生活道路の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・集落は、地震・津波による被害が想定されていることから、ハード対策・ソフト対策の両面から、災害に強いまちづくりを推進します。
- ・防災・減災対策を十分に講じながら、集落で増加しつつある空き家・空き地の発生抑制、活用対策に努めます。

③小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・明浜地域の小学校再編に伴い廃校となった校舎は、企業や住民団体による利活用を促し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

(2) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・海岸や河川、森林など、明浜地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外、さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。
- ・国道 378 号の改良を継続して要望・実施するとともに、道路管理者と連携して主要幹線道路を適切に維持します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。
- ・主要地方道宇和明浜線は、臨海部と内陸部をつなぐ路線として、自転車文化の推進に向けた、県が推めているブルーラインの整備、緑地の保全等を検討します。

ウ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しており、引き続き県と連携して機能維持を図るとともに、整備を促進します。

エ) 生活道路の整備

- ・避難路や防災上重要な市道、地区の幹線道路など、道路の適切な維持管理を図ります。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。

オ) 歩道の確保

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道を整備中であり、引き続き歩道の整備を推進します。
- ・また、国道 378 号沿いの海岸沿いを通る区間において、遊歩道の整備を検討します。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・主要な交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・あけはまシーサイドサンパーク等の既存施設をはじめ、既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・明浜運動場等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。
- ・明浜地域の海岸は地域の憩いの場となっており、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、公園・緑地として利用できるよう、海岸・海浜の保全整備を図ります。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・漁村集落等において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄

化槽の設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・明浜地域は、宇和海に直接流出する河川の水系となっており、内水氾濫等を防ぐため、河川の浚渫や適切な維持管理に取り組みます。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・図書館明浜分館や明浜歴史民俗資料館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・海域は、稚魚放流活動の支援により漁業資源の保全・確保を図るとともに、小型合併処理浄化槽の設置等を促進し、水質汚濁の防止を図ります。
- ・臨海部においては、「あけはまシーサイドサンパーク」の拠点形成を推進するとともに、マリンスポーツやアウトドアイベントの開催等によるレクリエーション機能の強化を図ります。
- ・県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

②農地の保全・整備

- ・明浜地域の農地としては、傾斜地に大きく広がる柑橘園が中心であり、市街地以外の代表的な土地利用となっています。
- ・柑橘園は適切に維持管理されることが土砂災害の防止にもつながっていることから、営農活動の支援や地域活動の支援、耕作放棄地の対策を行うとともに、「四国西予ジオパーク」の取組と一体となって、石積みや段々畑、果樹園の保全・育成に努めます。
- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策、南予用水施設の長寿命化等に取り組みます。

③森林の保全・整備

- ・森林は、傾斜地に広がる柑橘園の上部の尾根線一帯に分布しています。適期伐採による森林機能の保全を図るとともに、路網整備により適切な森林の整備に努めます。
- ・集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・四国西予ジオパークの「サイト」をはじめ、あけはまシーサイドサンパークや温泉施設等の観光資源と一体となって、自然資源の活用を図ります。
- ・県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）は、北の佐田岬半島から南の戸島、さらに晴れた日には遠く九州まで眺めることができる眺望スポットとしてPRします。
- ・ジオスポットを活用したフットパスコースを整備し、ジオパークの新たな楽しみ方を提供します。

(2) 景観の保全・整備の方針

①自然景観の保全・整備

- ・森林、海浜・河川、果樹園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・狩浜地区の全域及びその地域に接する海域の一部が、重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」に選定されており、これら石積みの段々畑の景観を守り、継承するため、「西予市明浜町狩浜地区景観計画」（平成30年12月策定）等による景観の維持、形成を図ります。
- ・漁村集落においては、まとまった住宅地区と周辺の果樹園を海域や山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・県立自然公園（大崎鼻公園、お伊勢山公園）からの眺望を守るため、周辺環境の保全・整備に努めます。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について引き続き検討を行います。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、国道378号の改良を継続して要望します。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。

- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②集落の防災対策

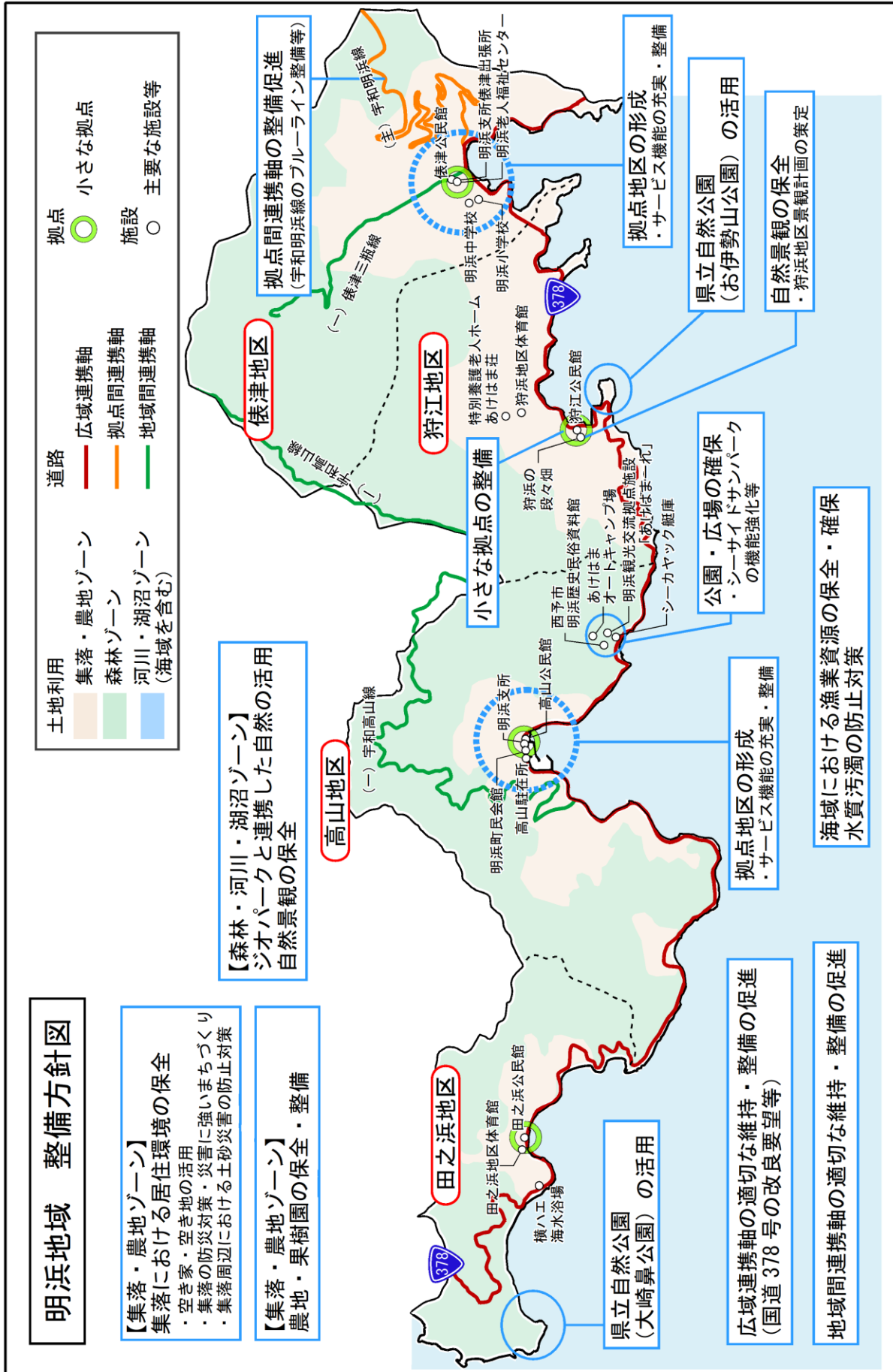
- ・明浜地域では、海岸部に立地する漁村集落が発展して現在の集落が形成されており、地震・津波による甚大な被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が課題です。津波から短時間で避難が可能となる避難路や緊急避難場所の確保を図ります。
- ・また、集落内では住宅密集地が多く分布しており、道路の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化や老朽住宅の改修・更新の促進により、地震や火災による宅地災害の防止に努めます。
- ・主要な幹線が国道 378 号のみの宇和海沿いの集落は、災害時に孤立する恐れがあり、万が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

③土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。

④事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。



第5 城川地域

1. 地域の現況

城川地域は、市の東部に位置します。地域内を縦断するように国道197号が、地域内を横断するように主要地方道城川禰原線、野村城川線が走り、周辺他地域（野村地域）、他市町（鬼北町、高知県梣原町）と接続しています。



■位置図

城川地域に都市計画区域の指定はありません。

城川地域の西部に位置し、野村地域と接する魚成地区は、城川地域の生活を支える拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能が一定立地しています。

城川地域は、肱川及び支流の黒瀬川等に沿って集落が展開し、集落の背後は急傾斜地となる典型的な中山間地域です。黒瀬川の支流の田穂川に沿って集落が展開している田穂地区では、「日本の棚田100選」に選ばれた美しい堂の坂の棚田が広がっています。



■堂の坂の棚田



■城川歴史民俗資料館



■ギャラリーしろかわ

地域の主な施設や地域資源等		
道路	一般国道	国道 197 号
	主要地方道 ・一般県道	城川檮原線、野村城川線、大茅辰ノ口線、日向谷高野子線、土居魚成線、
主要な施設		城川支所、土居診療所、特別養護老人ホーム寿楽苑、道の駅きなはいや、城川歴史民俗資料館、ギャラリーしろかわ、クアテルメ宝泉坊、城川文書館、城川どろんこ祭り保存館 等
地域資源		堂の坂の棚田、奇岩百景・岩上田、穴神鍾乳洞、龍澤寺、茶堂等
都市計画		—

2. 地域の課題

- ・市全体と同様に、城川地域でも高齢化・人口減少傾向が続いています。
- ・空き家・空き地が増加傾向であり、また、商業施設の撤退による空き店舗の発生もみられます。空き家・空き地・空き店舗の発生抑制、活用が必要です。
- ・耕作放棄地の増加や鳥獣被害の発生があり、これらの対策とともに、棚田の美しい景観を保全していくことが必要です。
- ・県道など主要な生活道路及び市道の整備が遅れ、災害時に孤立する恐れのある集落があることから、この対策が必要です。また、身近な生活道路の維持・充実が必要です。
- ・国道・主要地方道を民営路線バス（宇和島自動車）が運行しています。また、中山間地域の集落をデマンド乗合タクシーが運行していますが、地域住民に利用方法が周知されていないこともあり、利用者数が少ない状況です。公共交通の利便性向上と合わせて、利用方法の周知・利用の促進を検討することが必要です。
- ・城川地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、台風や地震等による豪雨や土砂災害の被害が懸念されていることから、災害時の安全確保が必要です。

3. 地域づくりの目標

地域づくりの目標では、城川地域の将来像と地域づくりの方針を示すとともに、『こうなったら良いな』、『こうなりたい』と思う「城川地域の暮らし」の姿を展望します。

<p>将来像</p>	<p style="text-align: center;">『芸術と健康のまち』</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術や温泉が楽しめるまち ■ 気軽に自然を散策できるまち 	
<p>地域づくりの方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 城川支所周辺は、城川地域の拠点として、生活サービス施設、行政、文化施設等の維持を図ります。 ・ 小さな拠点（魚成、土居、高川、遊子川）は、日常生活に必要な機能の維持・確保を図るとともに、野村生活拠点への交通ネットワークを維持・充実します。 ・ 地域コミュニティが円滑に機能し、地域活性化の活動等を行っています。 ・ 優良農地や畜産環境の保全に努め、田園景観を維持します。 ・ 三滝溪谷、穴神鍾乳洞等、四国西予ジオパークの自然環境を保全します。 	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">城川地域の暮らし (展望)</p>	<p>観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高川地区を中心としたフットパスを活用したウォーキングが、地域住民と観光客が一緒に楽しむ観光イベントとして定着し、フットパス観光客を対象とした店舗や休憩施設が立地しています。 ・ 雨包山や三滝溪谷等の地域資源を活かす観光が盛んになるとともに、龍澤寺が重要文化財に指定され、再び注目を集めています。 ・ クアテルメ宝泉坊と宝泉坊ロッジには、市内外から多くの人々が訪れ、近年は外国人の観光客も多く、宿泊施設も賑わっています。
	<p>買い物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各小さな拠点に日用品の販売を行う商店があり、毎日の買い物には困らないです。 ・ 城川地域の特産品が道の駅「きはは屋」で扱われており、また、通信販売等も活用し、全国に販売されています。 ・ 以前は大洲市へ行っていた週1回程度の大きな買い物には、宇和地域に整備されたショッピングセンター（西予の特産品や生活用品等が集まり市民と観光客が交流できるような施設）に家族で訪れ、買い物を楽しんでいます。
	<p>文化・教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ギャラリーしろかわを拠点として、全国からアーティストが移住しており、活気が戻ってきました。 ・ 年に1～2回程度、西予市文化会館で行われるコンサートを鑑賞しています。 ・ 伝統的な地域の祭りが様々なアイデアにより維持されています。
	<p>働く場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代々受け継がれている農林業は、生産環境や後継者育成体制が整備され、国内外を問わずあらゆる地域から若者が担い手として集まっています。 ・ ハムやソーセージの畜産加工品のブランド化が成功し、全国各地へ販売するため、地域の従業員を雇用しています。 ・ 農産物や林産物の加工により新たな雇用を生み出しています。
	<p>医療・福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野村病院までは、地域で支えるバスが各地区を結び、お年寄りも気軽に通院出来るようになってきました。

4. 部門別・地域づくりの方針

全体構想の「部門別・まちづくりの方針」の体系に基づき、各地域で具体的に実施する都市計画・まちづくりの施策を位置づけます。

1) 土地利用

(1) 集落・農地ゾーンの整備方針

①魚成地区の整備

- ・魚成地区の城川小・中学校周辺及び城川支所周辺は、城川地域の中心となる拠点として、公共公益機能や生活を支えるサービス機能等の維持・充実を図ります。
- ・城川支所周辺に立地する「ギャラリーしろかわ」や「城川歴史民俗資料館」、新たに整備する「四国西予ジオミュージアム」などを活かし、本市の歴史・文化・芸術の拠点としても充実を図ります。

②集落環境の整備

- ・城川地域の谷筋には、農地と一体となって農村集落が形成されています。田園的な環境の保全を基本として、生活道路や公園広場の維持・管理、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、居住環境の整備を推進します。
- ・城川地域の山間・中山間地域には、山腹の急斜面に集落が位置しており、集落の安全性を確保するため、土砂災害対策事業の継続、防災訓練の支援、総合防災マップの配布等による災害情報の周知等に取り組みます。

③小さな拠点の整備

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、旧小学校区エリアに設置する地域づくり組織が主体となって行う小さな拠点づくりを支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・城川地域の小学校再編に伴う、学校施設の充実に努めるとともに、廃校となった学校跡地の利活用を検討し、地域の活力向上につなげていきます。
- ・小規模多機能自治活動拠点として、小さな拠点における、自治センターの整備を検討します。
- ・手上げ型交付金制度を活用し、小さな拠点等において、市民が主体となった地域づくりを支援します。

(2) 森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

- ・森林や河川、湖沼など、城川地域の豊かな自然の適切な保全と活用を図ります。

2) 都市施設

(1) 道路・交通ネットワークの整備方針

①道路の整備

ア) 広域連携軸の整備

- ・一般国道は、本市の広域連携軸を構成しており、国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて整備を促進します。

イ) 拠点間連携軸の整備

- ・拠点間を結ぶ主要地方道は、本市の拠点間連携軸を構成しており、県と連携して整備・機能維持を図ります。

ロ) 地域間連携軸の整備

- ・一般県道は、本市の地域間連携軸を構成しています。大規模林道に繋がる主要な県道（城川橿原線及び日向谷高野子線）について、県と連携した整備の促進と機能維持を図り、集落まで大型車が通行可能となる道路網の構築に努めます。また、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。

ハ) 生活道路の整備

- ・主要な市道など地区の幹線道路の適切な維持管理を図るとともに、災害時等における集落の孤立を防ぐため、崩壊の恐れのある危険箇所の解消に努めます。
- ・市民のニーズや財政状況を見極めつつ、必要性の高い路線から維持・管理及び整備を推進することにより、日常生活の利便性の向上に努めます。
- ・地域住民が協力して行う身近な道路の清掃活動を促進します。

ニ) 歩道の確保

- ・歩行者の安全な通行を確保するため、主要な道路において歩道等の維持・管理を推進します。

②公共交通網の構築

- ・「西予市地域公共交通網形成計画」に基づき、市内のすべての集落からの日常的な「おでかけ」を確保するための公共交通を確保します。
- ・公共交通を地域・利用者・市民で支える意識を醸成し、公共交通の利用を促進します。
- ・主要な交通結節点での乗り継ぎの円滑化や車両のバリアフリー化の促進、市のデマンド乗合タクシーの改善及び利用方法の周知・利用促進、スクールバスの活用など、公共交通のさらなる改善・利便性の向上に向けて、市民とともに検討を行います。

(2) 公園・緑地の整備方針

- ・既存の公園・広場を活用しながら、身近に利用できる公園・広場を確保します。
- ・城川総合運動公園等、一定規模以上の公園は、災害時の避難場所となるよう、機能の確保や充実を図るとともに、地域住民へ周知します。

(3) 下水道・河川の整備方針

①下水道の整備

- ・集落において、住環境の改善と公共用水域の保全を図るため、小型合併処理浄化槽の

設置促進等に努めます。

②河川の整備

- ・ 肱川は、臨海部を除く本市の大半の地域を流域としており、城川地域においても肱川の支流が流れています。
- ・ 城川地域において、肱川支流の河川環境の保全に努めるとともに、水辺を活かした地域住民に親しまれる憩いの場や親水空間の確保を検討します。

(4) その他の都市施設の整備方針

①医療施設・社会福祉の整備

- ・ 既存の診療所や高齢者福祉施設、児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備

- ・ 図書館城川分館やギャラリーしろかわ、城川歴史民俗資料館、新たに整備予定の四国西予ジオミュージアム等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・ 小・中学校の既存施設の充実や現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備

- ・ 公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。

3) 自然・景観

(1) 自然の保全・整備の方針

①水辺の保全・整備

- ・ 城川地域の水辺環境としては、肱川の支流が地域を流れるとともに、農業用ため池が分布します。水辺環境の保全整備を図るとともに、河川沿いの親水空間の整備について検討を行います。
- ・ 県営治山事業の推進、小型合併処理浄化槽の設置促進等により、河川の水源涵養機能の増進と河川環境の維持・保全に努めます。
- ・ 老朽ため池の整備、管理者不在で防災上問題のある農業用ため池の廃止に取り組みます。

②農地の保全・整備

- ・ 城川地域の谷筋においては、農村集落と一体的に形成された整備済みの優良農地が開発しており、農地の保全と農村環境の調和、農道や水路の整備や維持管理に取り組みます。
- ・ 農地の多面的機能の維持・発揮に向けて、営農活動の支援や地域活動の支援に取り組みます。
- ・ 農村集落における優良農地を適切に維持・保全するとともに、担い手による農地整備

を促進します。

- ・市民と協働し、農業の担い手や経営体の育成と経営規模の拡大支援、集落営農の促進、農地流動化対策等に取り組みます。

③森林の保全・整備

- ・森林は、保全・育成を図ることを基本とし、住宅開発や工場立地等の開発抑制を図ります。
- ・森林の多面的機能の維持・発揮に向けて、担い手の育成に取り組むとともに、環境教育やレクリエーションの場として、森林の活用に努めます。
- ・集落の背後に位置する里山の保全・育成を図るものとし、間伐等の適切な管理に努めます。

④自然の活用

- ・温泉施設、四国西予ジオパークの「サイト」等、観光資源と一体となって自然資源の活用を図ります。
- ・地域住民と連携しながら、ジオサイトを活用したフットパスコースを整備し、自然資源の活用や四国西予ジオパークの新たな楽しみ方の提供を図ります。

(2) 景観の保全・整備の方針

①自然景観の保全・整備

- ・森林、河川・水面、田園等は、本市の景観の骨格となることから、「四国西予ジオパーク」の取組や市民と協働した活動により、適切に保全・整備を図ります。
- ・かねてから城川地域が標榜してきた「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに、景観保全活動に取り組みます。
- ・田穂地区における豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と、営農を継続する集落とを一体的に保全するため、「城川町田穂地区景観計画」に基づく建築物・工作物の規制・誘導、開発の抑制により、市民と協働しながら、景観づくりを進めます。
- ・農山村集落においては、集落内の宅地と周辺の農地を山地が取り囲み、良好な景観が形成されています。これらの景観を市民と協働して保全するとともに、景観に調和した居住環境の整備を推進します。
- ・地域ならではの景観の形成に向けて、四国西予ジオパークの「サイト」等、周辺の景観保全について検討を行います。

②歴史的風致の維持向上

- ・龍澤寺周辺の歴史・文化を地域住民とともに保全し、地域づくりに活用するため、歴史的風致維持向上計画等の策定を検討します。

4) 防災・減災

①防災・減災体制の確立

- ・自然災害の防止については、防災施設の整備と災害時における避難体制の確立が重要であり、避難路・避難場所等の整備を図るとともに、自主防災組織の活動を支援します。
- ・整備が完了した防災行政無線の有効活用に取り組みます。

- ・市民に対する防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・総合防災マップの周知による防災意識の啓発、防災訓練の充実化など、市民と連携し、防災・減災対策に努めます。
- ・大規模災害の発生時に備えて、他地域や近隣他市町と連携した広域的な避難の受入れや応援について検討します。

②土砂災害の防止

- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域など、土砂災害が懸念される区域等については、開発の抑制とともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・森林整備事業等を用いて、土砂災害の一因となっている放置林対策に取り組み、山林を保全します。
- ・土砂災害が懸念される地区については、国道や県道、主要な市道等を、避難路を兼ねた道路として整備・維持管理を行うことにより、集落の孤立を防ぐように努めます。
- ・中山間地域の集落は、豪雨や地震時の孤立等の方が一に備えて、集落が孤立した場合の情報通信や避難・救助手段の確保、孤立集落への支援物資の供給等について、あらかじめ検討を行います。

③事前復興計画の策定

- ・自主防災組織の充実と活動支援により、日頃からの防災意識の向上を図るとともに、万が一の被災に備えて、市民と協働した事前復興計画の策定等を検討します。

